

令和 8 年度

第 1 回住居表示審議会議事録

令和 8 年度 第 1 回住居表示審議会				
開催日時	令和 8 年 9 月 1 6 日（水曜日）		開会	午後 5 時 3 0 分
			閉会	午後 6 時 3 0 分
開催場所	昭島市役所 3 階 庁議室			
委員の出欠				
出席委員	高橋 健一	大久保 善幸	土屋 袈佐男	大槻 修久
	阿部 浩	柴田 聖子	伊藤 昭彦	野崎 保
	瘡師 孝行	難波 悠	宗川 敏克	坂元 昭二
	武藤 茂			
欠席委員	由田 周治			
説明のために出席した者の職氏名				
市 長	臼井 伸介			
市民部長	枝吉 敦子			
市民課長	藤田 修平			
市民課住居表示担当係長	安藤 基也			
市民課住居表示担当	清水 廉			
傍聴者 0 人				

令和 8 年度 第 1 回住居表示審議会 次第

令和 8 年 9 月 1 6 日（水曜日）
午後 5 時 3 0 分～午後 7 時 0 0 分
於：昭島市役所 3 階 庁議室

1 開 会

1 市長挨拶

2 委嘱状の交付

3 委員紹介（資料 1）

4 議 題

（1）会長副会長の選出

（2）署名委員指名

（3）諮問

（4）昭島市の住居表示の状況について（資料 2 ～ 4）

（5）市民懇談会報告書について（資料 5 － 1 ～ 資料 5 － 4）

（6）今後の日程について（資料 6）

5 その他

2 閉 会

令和 8 年度 第 1 回住居表示審議会議事録

市民課長	定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。 本日はお足元の悪い中、またご多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 ただいまから、昭島市住居表示審議会を開催いたします。初めに市長からのご挨拶を申し上げます。
市長	皆さんこんにちは。大変雨の中をご参集いただきまして本当にありがとうございます。 本日は、中神駅北側地区の住居表示に関する第 1 回審議会でございます。住居表示審議会を開催できるということは、いよいよ中神の区画整理が大きな節目を迎えているということでもございます。この区画整理は昭和 39 年当時、新藤元義さんが第一工区・第二工区・第三工区として事業を始めたものでありますが、その後の経緯の中で、北・西・第三工区にお住まいの皆様にご意見をお伺いしたところ、北西地区の約 67%、第三工区の約 70%の方から、区画整理以外の事業主体での整備を望む声が寄せられました。市としてもその市民の意思を引き継ぎ、決断をしながら区画整理を進めてまいりました。 その成果として、南文化公園や新畑公園といった公園整備も実現し、徐々に街としての形が整ってきたところであります。現在も中神町、宮沢町、福島町、築地町、大神町と複数の町が混在し、番地も飛び飛びになっている状況であります。このたびやっと中神駅北側の住居表示を進める段階に至りました。 また、昭島市の人口は国勢調査によりますと全国で上位の増加率を示しており、令和 8 年 9 月 1 日現在では 11 万 6 千人台にまで増加しております。昭島駅前北側の開発や、旧工場跡地へのマンション建設なども進んでおり、今後もさらなる人口増加が見込まれます。 こうした中で、住民の皆様にとってわかりやすい住所体系を整備することは大変重要であります。専門家の先生方のご意見を頂戴しながら、市民の声を反映した住居表示の完了に向けて、皆様のご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

	げます。ありがとうございます。
市民課長	申し遅れましたが、私、市民部市民課長の藤田と申します。会長が決まるまでの間、司会進行を務めさせていただきます。それでは次第 2、委嘱状の交付をいたします。 本委嘱状につきましては、任期は 2 年間でございます。本年中に計 3 回の審議会を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 なお、本日は第 1 回目の審議会でございます。したがって、会長を選出していただくまでの間、通例に従い、事務局が議事進行をさせていただきます。 本日は委員 14 名中 13 名のご出席をいただいておりますので、昭島市住居表示審議会条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、会議は成立しております。 また、本日の議事日程は先般郵送にてお知らせいたしましたとおりの議題となっております。会議はおおむね 1 時間から 1 時間半程度を予定してございます。 それでは、本日の資料について事務局よりご確認をさせていただきます。
担当係長	着座にて失礼いたします。配布資料の確認をさせていただきます。 まず、1 枚もので本日の式次第である「第 1 回昭島市住居表示審議会次第」でございます。次に、資料 1「住居表示審議会委員名簿」、資料 2「住居表示審議会の経緯」、資料 3「昭島市全図」、資料 4「住居表示実施予定区域図」、資料 5－1 から資料 5－4 が「中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する市民懇談会報告書」、資料 6「第 1 回審議会以降の予定について」、参考資料として「住居表示審議会条例」でございます。ご不足の資料はございませんでしょうか。なお、資料等のご不明な点やご質問は事務局にてお受けいたします。
市民課長	それでは委員の皆様をご紹介します。お手元の名簿の順番でお呼びいたしますので、ご起立いただければと思います。 初めに、事業区域を管轄する官公署の職員として 3 名の方をご紹介します。 昭島警察署署長、高橋健一委員。

高橋委員	警察署長の高橋です。どうぞよろしくお願いします。
市民課長	昭島消防署長、大久保善幸委員。
大久保委員	消防署長の大久保です。よろしくお願いします。
市民課長	東京法務局立川出張所所長、土屋袈佐男委員。
土屋委員	東京法務局立川出張所所長の土屋と申します。よろしくお願いします。
市民課長	次に、住居表示実施計画区域及び実施済み区域に住所を有する者として7名の方をご紹介します。 「中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する市民懇談会」会長、大槻修久委員。
大槻委員	大槻と申します。よろしくお願いします。
市民課長	昭島市自治会連合会会長の推薦者、阿部浩委員。
阿部委員	阿部と申します。よろしくお願いします。
市民課長	計画区域内事業者、株式会社エコス、由田周治委員につきましては、本日所用のため欠席となります。 計画区域内事業者、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会、柴田聖子委員。
柴田委員	東京都同胞援護会の柴田です。よろしくお願いいたします。
市民課長	公募市民委員3名の方をご紹介します。 伊藤昭彦委員。
伊藤委員	伊藤でございます。よろしくお願いします。
市民課長	野崎保委員。
野崎委員	野崎と申します。よろしくお願いします。
市民課長	瘡師孝行委員。
瘡師委員	瘡師と申します。どうぞよろしくお願いします。
市民課長	最後に、学識経験者として4名の方をご紹介します。 東洋大学大学院教授、難波悠委員。
難波委員	難波と申します。よろしくお願いいたします。
市民課長	元昭島市都市整備部長、宗川敏克委員。
宗川委員	宗川でございます。よろしくお願いいたします。
市民課長	昭島郵便局局長、坂元昭二委員。
坂元委員	郵便局長坂元でございます。よろしくお願いします。
市民課長	昭島市商工会事務局長、武藤茂委員。
武藤委員	昭島市商工会事務局長の武藤と申します。よろしくお願

	します。
市民課長	続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
市民部長	昭島市役所市民部長の枝吉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
市民課長	改めまして、市民部市民課長の藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
担当係長	市民課住居表示担当係長の安藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	市民部市民課住居表示担当の清水と申します。よろしくお願いいたします。
市民課長	それではただいまから議題に入りたいと思います。昭島市住居表示審議会条例第6条の規定により、会長及び副会長の選出を行います。立候補はございますでしょうか。ご推薦等いかがでしょうか。
委員	事務局一任でお願いします。
市民課長	ただいま、事務局一任とのご意見がございましたが、ご異議はございませんでしょうか。
全委員	異議なし。
市民課長	ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、事務局よりご提案させていただきます。会長には、学識経験者の難波委員にお願いしたいと存じます。難波委員は東洋大学大学院の公民連携専攻教授で、3年前に開催された代官山の住居表示審議会においても会長を務めていただきました。 また、副会長には、同じく学識経験委員で、本市の都市整備部長を経験された宗川委員にお願いしたいと存じます。宗川委員は前回及び前々回の住居表示審議会でも副会長を務めていただいております、円滑な審議会運営に適任かと存じます。 以上ご提案申し上げますが、委員の皆様いかがでしょうか。
全委員	異議なし。
市民課長	ありがとうございます。それでは、難波悠委員が会長に、宗川敏克委員が副会長に決定いたしました。両委員におかれましては、会長席・副会長席へ移動をお願いいたします。 それでは、会長・副会長より就任のご挨拶をお願いいたし

	ます。
難波会長	改めまして、東洋大学の難波と申します。以前、代官山の住居表示を決める際にも委員を務めさせていただきました。本区域が昭島市内で住居表示が残る最後の地区ということですので、皆様のご意見を伺いながら、円滑な運営に努めてまいります。よろしくお願いいたします。
宗川副会長	副会長にご指名いただきました宗川と申します。難波会長を補佐しながら、委員の皆様と共に活発な議論の中で、多くの方にご納得いただけるような町名が決まるよう、微力ながら一生懸命務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
市民課長	ありがとうございました。それでは、これより議事運営につきまして、難波会長にお願いいたします。
難波会長	それでは、議題（２）、本日の署名委員の指名を行います。お手元の委員名簿の順番より、高橋委員と大久保委員を指名いたします。 続いて議題（３）に入ります。臼井市長より諮問をお受けします。
市長	昭島市住居表示審議会会長、難波悠様。昭島市住居表示審議会条例の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。令和８年９月１６日、昭島市長、臼井伸介。 別図に示す中神駅北側地区の住居表示未実施区域について「住居表示に関する法律」に基づく街区方式により、町割り・丁目割り及び町の名称を示されたい。
市民課長	市長はこの後公務がございますので、ここで退席させていただきます。事務局にて諮問の写しを配布させていただきますので、少々お時間をいただきます。
難波会長	諮問事項に入る前に、議題（４）昭島市の住居表示の状況について、資料の説明がございます。事務局よりご説明をお願いします。
担当係長	議題（４）昭島市の住居表示の状況につきまして、資料２・資料３・資料４の順にご説明いたします。 【資料２ 住居表示審議会の経緯】 本資料は、昭島市における住居表示実施のこれまでの経緯をまとめたものでございます。 昭和５２年９月７日に、当時すでに住居表示が実施済みで

	あった青梅線沿線の５町（東町・玉川町・朝日町・昭和町・松原町）を除く昭島市全域を対象として、昭島市住居表示審議会に対して諮問が行われました。その後、昭和５４年３月３０日に第１次答申が出され、平成３年１月２４日の第８次答申まで計８回にわたって答申が行われております。 第１次答申では、昭島市全域を市街地として住居表示を進めていくという基本方針と、町割りの考え方・町名のあり方・丁目の割り方・実施時期などの基本的な方向性が定められました。第２次答申以降は、具体的な実施区域ごとに町の区域・町名・実施時期が順次答申されました。昭和５６年の第２次答申における田中町を皮切りに、平成３年の第８次答申における中神町・宮沢町・上川原町まで、段階的に住居表示が実施されてまいりました。 その後、平成６年度の住居表示審議会において、住居表示未実施区域については都市基盤整備が整うまで事業を見送るとの判断がなされました。 平成２６年７月２４日には、立川基地跡地等の住居表示未実施地域について諮問が行われ、平成２７年７月３日に「もくせいの杜」としての答申を受け、平成２８年４月１日に住居表示が実施されました。 さらに、令和５年６月８日には昭島駅北側区域について諮問が行われ、令和５年１０月２日に「代官山」としての答申を受け、令和６年８月１日に住居表示が実施されております。 このように、昭和５２年の諮問以来、昭島市では長年にわたって段階的・計画的に住居表示を進めてきた経緯がございます。 【資料３ 昭島市全図】 図面中の各町名の下に記入されている日付は、住居表示が実施された年月日を示しております。黒い実線で囲まれた「本実施区域」が今回の住居表示実施予定区域で、面積は約１．１９平方キロメートルでございます。この区域は中神駅及び東中神駅の北側に広がる地域であり、現在も土地区画整理事業が進められている区域でございます。現在、昭島市内において住居表示が未実施のまま残っているのは本実施区域のみとなっております。
--	--

	【資料４ 住居表示実施予定区域図】 こちらは今回の実施予定区域を拡大した図面でございます。中神駅と東中神駅の北側に広がる区域が今回の諮問の対象でございます。 本区域内には現在、中神町・宮沢町・福島町・築地町・大神町と複数の町が混在しております。令和８年９月１日時点の居住者数は、中神町に約 9,270 人、宮沢町に約 4,165 人、福島町に約 1,152 人、築地町に約 328 人で、合計約 14,915 人の方がお住まいです。なお、区域内の大神町には現在居住者はありません。 本区域は長年にわたって土地区画整理事業が継続されてきたことから住居表示の実施が見送られてきましたが、区画整理事業の進捗に伴い街区が概ね確定しつつあることから、このたび市長より諮問がなされた次第でございます。 なお、仲町公園より北側の一部区域につきましては、過去の答申において武蔵野の名称を付けることが示された経緯があり、既に武蔵野二丁目・三丁目として住居表示が実施済みの区域も存在することから、その残りの部分については「武蔵野一丁目」とすることを前提として審議を進めていただく予定でございます。この武蔵野一丁目予定地を除いた南側の広い区域が、今回の審議において町区域・町名の審議をいただく主な対象区域となっております。 昭和 52 年以来「市全域で住居表示を実施する」という基本方針のもと、今回の中神駅北側地区は市内に残る最後の住居表示未実施区域でございます。複数の町が混在し番地も飛び飛びになっている現状を整理し、住民の皆様にとってわかりやすく、配送や緊急時の対応においても便利な住所体系を整備することが、今回の住居表示実施の目的でございます。委員の皆様におかれましては、こうした背景を踏まえた上で、続く議題においてご審議いただきますようお願い申し上げます。
市民課長	補足をさせていただきます。住居表示とは、ただ今の説明にありましたとおり、番地が飛び飛びになっている状況を、何丁目何番何号としたうえで、番号が規則的に並ぶ形で整理するもので、地域に住んでいる方、訪れる方、緊急時の対応、また配送においてわかりやすい住所体系とすることが主な

	目的です。ここが最後の住居表示実施区域となっております。 地域の皆様の中には現状のままご希望の方もいらっしゃいますが、一方で整理されることに賛成の方も多くいらっしゃいます。後ほど市民懇談会についてもご説明いたしますが、地域の方からのご意見も踏まえながら、またこれまでの住居表示の経過も踏まえながら、どうぞご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
難波会長	ありがとうございます。 それでは本日の主要な議題となります市長からの諮問について、事務局からご説明をお願いします。
担当係長	諮問についてご説明いたします。「町割り」とは、今回の住居表示実施区域内において町の区域をどのような範囲で設定するかを指す言葉でございます。また「丁目割り」とは、1つの町の区域の中で一丁目・二丁目といった形で町を分割することを指します。よって、本審議会として町割り・丁目割り及び町の名称について答申を出していくこととなります。
難波会長	ありがとうございます。 これまでの説明で何か、お聞きになりたいことがある方はいらっしゃいますか。用語の説明、対象地域の説明とございましたけれども。 よろしいでしょうか。次の議題に進めさせていただきます。 議題（６）「市民懇談会報告書について」に入らせていただきます。ここで事務局より資料５－１から資料５－４について説明をお願いします。
担当係長	議題（５）「市民懇談会報告書について」、資料５－１から資料５－４についてご説明いたします。 【市民懇談会の経緯】 まず本報告書が作成されるに至った経緯について簡単に申し上げます。中神駅北側地区の住居表示実施に向けては、令和７年８月から令和８年６月にかけて計６回にわたり、「中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する市民懇談会」を開催いたしました。この市民懇談会は、計画区域内の自治会代表者及び公募による市民の方など計

	16名の会員により構成されており、約1年間にわたって丁寧な議論を重ねていただいた結果が本報告書にまとめられております。地域の住民の皆様の意見でございますので、本審議会における審議においてはこれらの報告書を尊重した形で進めていただきたく存じます。 【資料5－1 報告書の内容】 それでは、資料の5－1、市民懇談会報告書の内容を順にご説明いたします。まず、項番1「新設する町区域について」についてですが、資料5－2の別図1をあわせてご覧ください。 今回の住居表示実施予定区域は大きく2つに分かれております。①の区域（仲町公園より北側）は従前の住居表示審議会の答申で武蔵野一丁目とすることが示されており、市民懇談会においても武蔵野一丁目とすることが了承されております。 ②の区域（①の南側に広がる区域）については、3つの町区域に分けることが主たる案として提案されております。なお、別案として6つ程度の町区域に分けるという案も申し添えられております。 続きまして、項番2「新設する町区域の名称について」についてですが、②の区域の名称については、市民懇談会において町名案の公募を実施いたしました。資料5－3がその集計結果でございます。大きく分けると次の2つの方向性がございます。 （1）歴史・伝統を重視する意見 公募の結果で最も多かったのが「中神」を含む名称を希望する意見で、約90件ございました。「中神町」「北中神」「中神北」「中神新町」などが主な候補として挙げられており、長年住んでいる方が多く愛着があること、中神熊野神社の氏子もいること、中神駅周辺の施設名に広く使われており地域への浸透度が高いことなどが理由として挙げられています。このほか「宮沢町」や「築地町」など既存の町名を残したいという意見もございました。 （2）地域の特徴を生かす意見 昭島市のシンボルである「くじら」を用いた名称を希望する意見も多く、約44件ございました。「くじら町」「くじら
--	--

	が丘」「くじらの杜」などが挙げられており、昭島といえば鯨というイメージが市民に広く浸透しているという理由が多く見られました。この他、「文化」を用いた案、「さくら」を用いた案、「水」やひらがなの「みず」を含む案なども挙げられました。 (3) その他 町名の末尾に「町」を付けるかどうかについての意見や、現在の町区域を生かし、複数に分けるといった意見もございました。 続きまして、項番3「新設する町区域の分け方について」でございますが、②の区域を3つに分ける場合の分け方については、主に2つの案が示されました。 縦で区切る案(町を南北に延びる形で分ける)が多数意見で、7名が賛成しております。昭島市の歴史的な町の伸び方に合致し生活する人にとってわかりやすいこと、一部の小学校の学区域と合致するといった理由が挙げられております。一方、横で一部区切る案を支持する意見も1名からございました。また、別案として6つ程度の町区域に分割する意見もございました。 なお、街区数についてのご意見もございましたが、こちらは後ほどご説明いたします。 繰り返しにはなりますが、本審議会においてはこれらの市民懇談会の意見や町名公募の結果を尊重いただきながら、専門的な見地からご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
難波会長	ありがとうございます。諮問内容を拝見すると、②の区域の「町の名称」をどう付けるかが1つの大きなポイントとなります。また、②の区域の丁目割りにについてもどのように分けていくのが良いかを併せて審議していく必要があります。 基本的には、これまでの住居表示審議会の方針を踏襲しつつ、住民の方々のご意見も尊重した上で、委員の皆さんのご意見を伺っていきたいと思います。本日はまずご説明をいただいた内容についてご不明点等があればご質問をお受けし、その後資料をお持ち帰りいただいてご検討いただき、次回第2回においてご意見を1人ずつ伺っていく形にしたいと思います。いかがでしょうか。

	(異議なしとの声あり) それでは本諮問事項及びこれまでの説明について、ご不明な点や聞いておきたいことがあれば承ります。
瘡師委員	武蔵野地区が当時決まったときに、なぜ一丁目だけ実施されずに残ってしまったのか、経緯を教えてください。
担当係長	武蔵野一丁目は資料５－２の①の区域に重なる部分でございます。数年前まで土地区画整理事業の対象区域（第三工区）となっておりました。武蔵野地区が決まった当時はまだ新しい道路が整備される可能性があるなど街区が動きうる状況でしたので、「武蔵野」という町名とすることは決まっていたものの、具体的な丁目割りの実施は見送られておりました。昭島市では基本的には北東の方から順に丁目を割り振っていくことが定められているため、一丁目の予定地をあらかじめ残しておく形で、区画整理が完了している第一工区部分の二丁目・三丁目を先に住居表示実施したという経緯でございます。
瘡師委員	ありがとうございます。
伊藤委員	２点お聞きします。１点目です。懇談会の報告書では「②の区域を３つの町区域とする」という表現があり、今回の諮問には「街区方式による町割り・丁目割り」という表現があります。これは同じことを指しているのでしょうか。
担当係長	法律上は、例えば武蔵野一丁目・二丁目・三丁目はそれぞれ別の町区域となります。今回の諮問においては②の区域を１つの町として考え、それをいくつかの町区域に分けることを「丁目割り」と表現しております。一方、懇談会報告書では法律上の正しい表現として「３つの町区域」と記述しておりますが、指し示すものは同じです。
伊藤委員	つまり、例えば中神町四丁目から六丁目というように、１つの町名にそれぞれ丁目をつける形で決めてほしいという諮問ということでしょうか。
担当係長	おっしゃるとおりです。
伊藤委員	わかりました。 ２点目です。昭和５４年の第１次答申の中で「仲町」という名称案が示されたと伺っておりますが、その背景や理由についてわかれば教えてくださいと思います。今でなくても構いません。

市民課長	第1回の住居表示審議会において、地区ごとに町名の仮案が示されたという答申が残っております。ただ、背景についてはかなり古い資料になりますので、詳細な記録が手元にない状況でございます。 また、1つ前に住居表示を実施した代官山の際も、かつて「青葉町」という案が示されていましたが、長い年月が経過していることもあり、改めて公募を行い、市民の意見を聞いた上で決定したという経緯がございます。今回も同様に公募を行った上で市民懇談会でも意見を伺っております。資料については、可能な範囲でお調べいたします。
伊藤委員	公文書の保存期限もあるかと思うので、あればということをお願いします。
市民課長	はい、確認させていただきます。
坂元委員	代官山という名称はどのような経緯で決まったのでしょうか。歴史・伝統を重視したのか、地域の特色を生かしたのか、その辺りを教えていただけますか。
担当係長	拝島町には古い登記簿上に「字代官山」という小字が残っており、昔からその区域が代官山として一体で呼ばれていたものでございます。歴史・文化を重視する観点から採用されたものでございます。
難波会長	審議会の中ではいろいろなご意見が出て、既存の町との混同が起きにくい名称であること、警察・消防への通報時に聞き間違いが起きにくい名称であること、また地域の方々の愛着なども踏まえて、複数の候補から絞られていった形でございます。
坂元委員	ありがとうございます。
難波会長	ほかにはございますか。よろしければ、一旦ここで質疑を終わらせていただきます。次回の審議会において各委員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。 続いて、市民懇談会における街区数についての意見について事務局からご説明をお願いします。
担当係長	資料5-1の5ページ目、項番3の最下段の丸をご覧ください。 市民懇談会において、②の区域を3つに区切る場合、1つの町区域あたりの街区数が最大59となるが、郵便局・警察署・消防署において実際の配達や緊急時の対応にどのような

	影響があるか、審議会で確認してほしいとの意見がございました。 昭島市内では1つの丁目の街区数としては最も多い数になりますが、他市では同程度の街区数は珍しくございません。本件につきまして、昭島郵便局の坂元委員、昭島警察署の高橋委員、昭島消防署の大久保委員にお持ち帰りいただき、次回の審議会でご回答いただければ幸いです。
難波会長	ありがとうございます。それでは、坂元委員、高橋委員、大久保委員におかれましては、本件について次回審議会でご回答いただきますようよろしくお願いいたします。 なお、市民課長から追加でご報告がございます。
市民課長	一点ご報告させていただきます。代官山の前に実施された「もくせいの杜」の答申において、次のような付帯意見が出されております。「昭島市の旧十ヶ村の町名の1つである築地町を残したいとの意見が複数あったため、昭和54年の答申にあった（仮称）仲町の区域にあたる築地町については、今後の中神土地区画整理事業の進捗状況を見ながら、この区域の住居表示を実施する場合は、新たな住居表示の名称として検討していただくよう意見を付す」というものでございます。 今回がその「この区域の住居表示を実施する場合」に当たりますので、「築地町」という名前も、町名の候補の1つとして検討に加えていただくよう申し上げます。次回各委員からご意見をいただく際に、こちらの経緯も含めてご検討いただければと思います。
難波会長	それでは議題（6）今後の日程について、事務局からご説明をお願いします。
担当係長	資料6に基づきご説明いたします。 今後の審議会は計3回の開催を予定しております。 第2回審議会は令和8年10月28日（水）の開催を予定しております。主に町名案の審議及び町割り・丁目割り案の審議を行っていただく予定です。本日の審議会の内容や資料をもとに次回までにご検討いただき、各委員のお立場からご意見を1人ずつお伺いした上でご審議いただく予定でございます。 第3回審議会は令和8年12月9日（水）の開催を予定し

	ております。これまでの審議を踏まえた答申案の作成を行っていただく予定です。 第3回審議会終了後、令和8年12月下旬を目途に会長から市長へ答申をいただく予定です。答申の際は会長のみのご出席をお願いする予定でございます。 その後、令和9年1月に町区域の変更案及び名称案の公示を行い、一般市民の方からご意見をお受けいたします。令和9年2月・3月に市議会への議案提出及び議決を行い、可決をもって正式決定となります。令和9年3月末に住居表示実施のお知らせを配布、令和9年4月に告示、令和10年6月または7月頃に住居表示手続き説明会を実施し、令和10年8月に住居表示の実施を予定しております。 なお、これらの日程はあくまで現時点での予定であり、審議状況や関係機関との調整等によって変更となる場合がございます。
大久保委員	次回の審議会の時間はもう決まっていますでしょうか。日中に業務が入っている場合がありますので確認させてください。
担当係長	第2回・第3回ともに本日と同じく午後5時30分からの開催を予定しております。
難波会長	第2回審議会は令和8年10月28日（水）午後5時30分からということですのでよろしくお願いいたします。第1回同様に事務局より各委員の皆様に開催の通知をお送りいたします。 以上をもちまして本日の予定を終了いたします。 これをもちまして第1回昭島市住居表示審議会を閉会いたします。長時間にわたりご審議ありがとうございました。
全員	ありがとうございました。